

2019年 第3定例会において、日本共産党区議団の一員として区長・教育長に質問します。

日本共産党 熊田 ちづ子

最初の質問は、指定管理の選考委員会のあり方についてです

第2回定例会に3本の「指定管理者の指定について」の議案が提案されました。

南麻布4丁目に建築中の複合施設、児童発達支援センター、障害保健福祉センター、障害者支援ホームの3施設の指定管理を決定するものです。どの施設も区民が待ち望んでいる施設です。

この3施設の指定管理の選考委員がすべて同じ選考委員で選考委員会も3施設ともに同日開催で行われ、第2次選考（プレゼンテーション）が行われた2月6日は途中10分の休みがありますが、5時間もかかっています。

応募事業者は児童発達支援センターが3社、障害保健福祉センターが2社、障害者支援ホーム2社と7事業者からの応募がありました。

指定管理者の応募書類は区の応募要項に沿った提案や、事業者独自の提案など莫大な資料が提出されます。選考委員の先生方には、それぞれ性格の違う施設毎の莫大な資料の読み込みやチェック、長時間にわたる会議への出席など多大な負担をかけたこととなります。

議事録によると、選考委員から3施設に応募するそれぞれの事業者がこの束のよ

うな様式に沿って、2社、3社が書類を提出すると膨大な量になります。すべての書類を読み込み、採点を行うことは大変だと思います。A3の用紙1枚または2枚に概要をまとめてもらえると複数の事業者を採点するに当たり参考になると概要書の作成を求められ、区はすべての事業者の概要書を作成しています。概要書の作成は初めてです。

区は選考委員を3施設同じにした理由を、「忙しい専門家の先生方に何度も時間をとっていただくのが大変なので」と委員会で答弁しています。それぞれ性格の違う施設の選考委員会ですから、選考委員が同じである必要はありません。

今回の施設は、区民や障害者にとって待ち望まれた重要な3施設です。多くの選考委員、専門の先生方の意見を伺ういい機会を逃したことになります。

2度とこうしたことがないよう、選考委員の選考は施設ごとに選考すること。概要書などの作成は行わないこと。答弁を求めます。

【区長答弁】

ただいまの共産党議員団の熊田(くまだ)ちづ子(こ)議員のご質問に順次お答えいたします。

最初に、指定管理者選考委員会のあり方についてのお尋ねです。

まず、選考委員の選定についてです。

選考委員の選定は、施設の設置目的を踏まえ、個別に行うことを基本としてお

ります。

今回の南麻布四丁目複合施設のケースは、区が初めて設置する障害者及び障害児の支援施設であり、障害保健福祉センターとの施設間の連携や事業運営上の関係性を考慮して、重症心身障害や自立支援、障害者の人権等に高い知見を有する方をそれぞれの選考委員に選考いたしました。

次に、選考委員会の資料についてのお尋ねです。

指定管理者候補者の選考は、公募要項を踏まえ提出された資料に基づき、厳正かつ公平に実施するため、提案内容を的確に把握して審査を行う必要があります。

このため、選考委員会で使用する資料は、応募者からの提出資料のみとするよう徹底いたします。

引き続き、指定管理者候補者の選考は、厳正かつ公平に実施してまいります。

次に、選考委員会の資料についてのお尋ねです。

指定管理者候補者の選考は、公募要項を踏まえ提出された資料に基づき、厳正かつ公平に実施するため、提案内容を的確に把握して審査を行う必要があります。

このため、選考委員会で使用する資料は、応募者からの提出資料のみとするよう徹底いたします。

引き続き、指定管理者候補者の選考は、厳正かつ公平に実施してまいります。

高齢者等へのエアコン設置助成についてです。

8月に入って、今年も酷暑が続いています。港区も高温注意情報を防災無線やメールなどで流し、熱中症への注意を呼びかけ、こまめな水分摂取とエアコンの使用により、体調管理に努めてくださいと呼びかけています。

荒川区は昨年（2018年）から高齢者などの世帯にエアコン設置費用として独自に5万円を上限に助成を行っています。昨年の助成件数は高齢者のみの世帯205件、障害者手帳保持者または要介護4以上の方がいる世帯20件、就学前の子どものいる世帯11件と全部で236世帯が助成を受け、エアコンを設置することができています。

厚労省もここ数年の災害級の酷暑による熱中症の死亡事故を受けて、昨年6月に生活保護の利用世帯でエアコン購入費の支給を認める通知を出しました。しかし対象が新たに生活保護を利用した世帯に限定しているため、それ以前に保護を利用している世帯は対象になっていません。

先日も20年来使ってきたエアコンが壊れ、買い換えのための相談がありました。保護の利用世帯ですが、今回の購入費支給対象にはなっていません。社会福

社協議会の福祉資金を借りて設置することにしましたが、最短でも 8 月末に借りられるかどうかの決定がでるとのこと。この暑い夏をエアコンなしで過ごすことになりました。体調を崩さないか心配になります。区の指導では生活保護受給の長い世帯には、エアコンなどの生活用品の故障などの買い換えのために貯金をするよう指導していますが、保護費が削られ、物価が上がる中、やりくりできるはずがありません。

荒川区などのようにせめて区の助成があればもっと早くに買い換えができたの
にと思います。

- 1) エアコンが必要な生活保護を利用しているすべての人、エアコンが故障して使えない利用者にも費用を支給するよう対象の拡大を国に申し入れること。国が実施するまでの間、区として実施すること。

【区長答弁】

次に、エアコン設置助成についてのお尋ねです。

まず、生活保護世帯へのエアコン設置助成についてです。

生活保護世帯へのエアコン購入費用の支給については、平成 26 年度から国に要望し、平成 30 年 4 月以降は、熱中症予防が特に必要とされる新規の生活保護世帯等に対し、エアコン購入費用の支給が認められまし

た。

区は、現在エアコンの購入費や買替え費用の支給対象となっていない生活保護世帯に対して、独自のエアコン購入費等の助成をすることは考えておりませんが、引き続き、国に対し要望してまいります。

- 2) 荒川区が行っている保護利用者の対象外の世帯、生活保護利用世帯に準じる世帯にもエアコンの購入費用の助成を行うこと。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、高齢者世帯等へのエアコン設置助成についてのお尋ねです。

区では、熱中症対策として、区ホームページや広報みなど、緊急情報メールなどによる注意喚起を行うほか、各いきいきプラザ等に夕涼みコーナーを設置するなど様々な手段により熱中症予防に努めております。

区独自のエアコン設置費用を助成するという事は予定しておりませんが、家庭訪問や窓口での相談の際には、エアコンの使用を控える高齢者等に対する注意喚起や、また購入、買替えの相談においては、港区社会福祉協議会が行っております生活福祉資金の利用をご案内するなど丁寧

に対応してまいります。

保育園・認定子ども園の給食費を無料にすることについてです。

10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、国はこれまで利用料に含まれていた副食費分を無償化の対象から外し各園で実費徴収するとしました。港区もこれを受け新たに給食費を一律5,000円徴収することを決めました。保育園等での給食の果たす役割は食育でありまさに保育の一環です。すでに他の自治体では、これまで同様、副食費を引き続き区が負担し子育て世帯の支援を決めている区があります。実費徴収する区は港区、中央区、台東区、世田谷区、足立区の5区のみです。5,000円は23区で最高額です。残りの18区は公費負担とし、保護者負担はゼロです。

区長はいつも子育てするなら港区と区民に発信していますが、国の方針に従うばかりで、本当に残念です。給食費の新たな徴収はやめるべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、保育園・こども園の給食費を無料にすることについてのお尋ねです。

国は、本年10月から始まる幼児教育・保育の無償化にあたり、3歳以上の子どもの食事の提供に要する経費を実費徴収することとしております。

区では、食材料費が在宅子育て家庭においても必要な経費であることや、区が実施する高齢者や障害者サービス等についても食事の費用は利用者に負担していただいていることなどから、3歳児以上クラスの子どもの給食費を徴収することといたしました。

今後も、保護者の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な周知に努めてまいります。

認可外保育施設指導監督基準を満たしていない保育施設の改善についてです。

今回の幼児教育・保育の無償化の問題点の一つとして、国の保育士などの人数を定めている認可外保育施設指導監督基準を満たしていない認可外保育施設も5年間は対象にしました。しかしこの問題では子供の安全を守れるのかといった疑問の声、無償化によって5年間は国がお墨付きを与えることになるといった批判の声が専門家間で広がっています。

港区には、認可外保育施設は97施設でそのうち証明書の交付がない施設が57施設です。港区は証明書のない施設を無償化の対象にするに当たって、都と合同で調査を行い運営状況の確認等により保育の質を確保していくと答弁していま

すが、97施設中2018年度に東京都が立ち入り調査を行った施設はわずか12施設です。

杉並区が補助の対象にしないと決め、世田谷区は1年半の猶予期間を設け2021年からは対象にしない方針を決め、その間に、基準を満たすよう改善を働きかけ、保護者に周知していくとのこと。子どもの安全を守る上では重要な判断です。

港区としても、子ども達の安全を守るために、基準を満たしていない認可外保育施設に対し、早急に基準を満たすよう区として支援を強め指導すること。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、東京都の指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導についてのお尋ねです。

本年10月から始まる、幼児教育・保育の無償化において、区は証明書の交付を受けていない認可外保育施設に通う児童についても、国の考え方と同様に無償化の対象とすることといたしました。

区では、今後、認可外保育施設に対しても認可保育園と同様に、区が実施する保育士向けの研修への参加を呼び掛けるとともに、区立保育園の園長経験者

による巡回指導を独自に行うなど、認可外保育施設の質の確保に向け支援してまいります。

第2子の拡大についてです。

保育料の無償化などの対象を、保育料の場合は保育園に兄弟がいる第2子とし、幼稚園は小学校3年生までに兄弟がいる場合を第2子としています。第2子の判断に年齢要件を加えるべきではありません。年齢要件をなくし、本来の第2子を対象とすべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、保育料の第二子無料の要件をなくすことについてのお尋ねです。

区は、就学前の子どもが複数いる世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整備するために、独自の施策として、兄や姉が保育園等に通う2人目以降の子どもの保育料を無料としており、幼児教育・保育の無償化が始まる本年10月からは、保育料と同様に第二子以降の子どもの給食費を無料とすることといたしました。

保育料の第二子無料となる子どもの要件をなくすことにつきましては、従前

の区の間を踏まえ、慎重に検討してまいります。

妊産婦の医療費助成についてです

妊婦が病院などを利用したときに窓口負担が上乗せされる「妊婦加算」に事実上の妊婦税だとの批判が殺到したために、厚生労働省は導入からわずか9ヶ月後の今年の（2019年）1月から凍結に追い込まれました。少子化対策とも逆行するやり方で批判が高まるのは当然です。これから子どもを欲しいという方の阻害要因にもなります。

厚労省は、2020年からの再開を目指して検討中ですが、高すぎる窓口負担（3割）の問題を放置したまま再開は許されません。

妊産婦さんへの診療は、慎重な対応や配慮が必要なことは言うまでもありません。

出産前後の妊産婦さんに対し母体の健康管理の必要性からも「妊産婦医療費助成制度」が必要です。都道府県レベルでは岩手県や茨城県、栃木県、富山県で実施されています。

市町村では多くの自治体が実施しています。港区としても妊産婦医療費助成制度を実施すべきです。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、妊産婦の医療費助成についてのお尋ねです。

区は、これまで妊娠高血圧症候群等の医療費助成、妊産婦健康診査費用助成、ひとり親家庭等医療費助成のほか、区独自でも、出産費用助成を実施するなど、妊産婦の健康を守る取組の充実に努めてきました。

妊産婦に対する医療費の新たな助成については予定しておりませんが、今後も引き続き、妊産婦が健康で安心して子どもを産み育てられるよう支援してまいります。

簡易宿所の規制についてです

静かな住宅地に簡易宿所の建設を巡って区として規制を求める請願が第2回定例会で全会派一致で可決されました。住民からは静かな住宅地では住環境に様々な影響を与えるとして区として規制強化を求めています。

計画では、建築面積46平方メートルに6階建てで2段ベッドを置くなどして36人が宿泊するというものです。幸いに計画は中止されましたが、区としての規制強化をしないと閑静な住宅地にこうした簡易宿所が増えることとなります。

区民の安全安心な生活環境を守るための対策が急がれます。すでに簡易宿所は2019年5月現在、53施設になっています。23区では施設内にフロントの、設置を義務付けている区が4区、施設内に人の常駐を求めている区が4区です。宿泊事業者にとって、規制のない港区は魅力的な区です。早急な対策が必要です。フロントの設置や人の常駐などの規制等を盛り込むよう条例改正を急ぐこと。答弁を求めます。

【区長答弁】

次に、簡易宿所の規制についてのお尋ねです。

まず、規制を強化することについてです。

簡易宿所は、一つの客室を複数のグループで共用する宿泊施設です。国は、外国人観光客を含む宿泊需要の拡大やニーズの多様化に対応するため、規制を緩和しています。そのため、フロントの設置や管理者の常駐を義務付けてはしません。区はこの趣旨を踏まえ、区独自の規制強化はしていません。

また一方、近隣住民の不安に対して、事業者が施設を適正に運営し、住環境に配慮することが必要です。

現在、区は事業者に、宿泊者への注意事項の説明や、近隣への配慮を促しておりますが、住民との調和を大切にすよう、さらに働きかけてまいります。

住民は突然の計画にどう対応したらいいのか、どこに相談に行ったらいいのかわからなかったと訴えられました。京都市がご近所に民泊ができることになったら・・・という自治会・町会の皆さんへ向けたパンフレット作成しています。こうした事例を参考に、区民の立場に立った、パンフレットを作成すること。答弁を求めます。

【区長答弁】

最後に、パンフレットの作成についてのお尋ねです。

現在、区は、事業者向けの他、近隣住民や宿泊者向けに、住宅宿泊事業制度の紹介や、宿泊施設を利用する時の注意事項を掲載したパンフレットを作成し、保健所の窓口で配布するとともに、宿泊施設に設置してもらうなどの要請をしております。

今後は、旅館やホテルなどの宿泊施設全般についての分かりやすいパンフレットを作成し、制度についての理解を求めるとともに、問い合わせ先や相談先などについても、区民にお示しできるようにしてまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

教育に係わる問題については、教育長から答弁いたします。

学校給食の無償化の実施についてです

私たちは、学校給食を無償にする条例案を提案するなど実現に取り組んできました。今、子どもの7人に一人が貧困状態といわれ、社会問題になっています。

学校に支払う費用の中で給食費は高額です。給食費を無償化することで子育て世代への支援強化になります。学校関係者の事務負担も減らすことができます。

子育て支援策をさらに強めることになると思います。

北区が子どもの年齢要件なしで第2子を半額、第3子以降を無償にするためのシステム開発費の補正予算を議会に提案し、来年10月適応を予定しているとのことです。

学校給食の無償化を実施すべきです。

答弁を求めます。

質問は以上です。答弁によっては再質問することを申し述べて終わります。

【教育長答弁】

ただいまの共産党議員団の熊田(くまだ)ちづ子議員のご質問にお答えいたします。

学校給食の無償化の実施についてのお尋ねです。

現在、教育委員会では、就学援助制度による給食費の全額助成や、減農薬米や特別栽培農産物の購入費用等の一部を公費負担し、保護者の負担軽減を図っております。

学校給食の食材費は、学校給食法に基づき保護者の負担と定められていることから、教育委員会としては、学校給食の無償化を実施することは考えておりませんが、保護者負担軽減の促進のため、国の責任において学校給食の無償化を実施するよう、今後も、国へ要望してまいります。

よろしくご理解のほどお願いいたします。

《再質問1》

高齢者世帯等へのエアコン設置助成について

《質問要旨》

荒川区の制度では、昨年236世帯の助成実績がある。

区長からは、社会福祉協議会の制度を紹介していくという答弁であったが、制度の利用実績は今年2件だけであり、また利用までには時間がかかる。暑さが毎年厳しくなっていく中で、対策を区として実施すべきである。

《区長答弁要旨》

高齢者世帯の実態を区の職員が把握している中では、エアコン等の設置はしていても、「もったいない」等との理由から使用を控えるという現状もあると聞いている。

そのような方々には、エアコンの使用を控えることなく、健康のために積極的に使用していただくことを、家庭訪問や窓口相談などにおいてもご案内している。

また、区の施設等でも「涼む」ための場所として活用していただくご案内もしている。

こうしたことも含め、これからも一人ひとりの状況に沿った生活を守る取組の中でしっかりと対応していく。

《再質問2》

保育園・子ども園の給食費を無料にすることについて

《質問要旨》

給食費を無料にしていないのは、23区の中で5区である。国は4,500円

を食材費として見込んでいるが、港区は5,000円であり、23区で最高額となる。「子育てするなら港区」を掲げているのであるから、給食費を無料化すべきである。

《区長答弁要旨》

実費を負担していただくという考え方については先ほど答弁したが、平成16年度の保育園における3歳から5歳児の給食費の実費はおよそ1食当たり270円かかっている。

このことから、1食250円と設定すると20日分で5,000円が実費相当分となる。この趣旨については、保護者の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明していく。

また、認証保育所や認可外保育施設についても、区で独自の上限設定をしており、国の3万7,000円の基準を超えた助成を行っている。

これからも「子育てするなら港区」と評価されるよう施策の充実に励んでいく。